

中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定申請

認定

認定基本計画への重点的な支援

市街地の整備改善

・都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)* (交付率・提案事業枠の拡大)

都市福利施設の整備

・暮らしにぎわい再生事業*
・中心市街地共同住宅供給事業*

まちなか居住の推進

・街なか居住再生ファンド

経済活力の向上

・中心市街地再興戦略補助金
・中心市街地活性化ソフト事業

*社会資本整備総合交付金を活用して支援

地域ぐるみの取組

中心市街地活性化
基本計画
<市町村が作成>

- 基本的な方針
 - 位置及び区域
 - 目標(定量的な数値目標)
 - 計画期間(概ね5年以内)
 - 中心市街地活性化のための事業
 - フォローアップ
 - 推進体制
- 等

認定中心市街地活性化
基本計画

基本計画
への意見

認定計画
の実施等
について
意見

(例) 中心市街地活性化協議会
(まちづくり会社・商工会議所・市町村・民間事業者・地域住民等)